

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十一号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の5の(二)中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。